

主 要 記 事 の 要 旨

ブレア政権における「中核的執政」 (コア・エグゼクティブ)

渡 邊 樹

- ① 近年、英国政治を観察している学者・ジャーナリストは、議院内閣制における議会の弱体化と、内閣の強大化に気がつき、これを英国の政治制度における重要な質的な変化と受け止めている。
- ② 本稿では、まず、伝統的な英国の議院内閣制＝「ウエストミンスター・モデル」の原理となる考え方を確認し、それが現代においてどのような変化を遂げてきたかを追うことにしたい。その際、20世紀中葉における「ウエストミンスター・モデル」の変貌に関する指摘であった「政党国家」と「行政国家」の問題について主要な論点を検討し、そこで提起された問題が、今日においても継続していることを確認する。一方、それ以後の展開を視野に入れた問題提起である「選挙独裁」や「大統領型首相」といわれる事柄について、そこで主張されている様々な論点を検討する。
- ③ 以上の検討をとおして、それぞれの論点において、問題点が的確に指摘されている点と、不十分な点が明らかにされた。そこで、今日、英国政治を理解するための新しい分析枠組みとして提案されている、「中核的執政」(コア・エグゼクティブ)論を検討する。「中核的執政」論では、従来のモデルにおける、「個人」や「制度」を実体化する傾向を批判し、それが政治的な現実を把握する上での欠点であるとする。「中核的執政」論では、「行為者間のネットワークにおける資源の交換」という視点を導入することにより、個人や制度を「資源を持つ行為者(アクター)」と捉え、それぞれの行為者を結ぶ様々な「網の目状のネットワーク」を介して「各行為者の持つ資源のやり取りをとおして政策決定がなされる」とみるのである。本稿においては、「中核的執政」論が、従来の「ウエストミンスター・モデル」をどのように批判しているかを検討するとともに、その概要について紹介する。すなわち、「中核的執政」論の基本となる概念図と、複合的なネットワークを図示するとともに、主要な概念である「構造」(ストラクチャー)「資源」(リゾース)「代理者」(エージェンシー)「文脈」(コンテキスト)「権力」(パワー)について説明することにより、「中核的執政」論の基本的な特徴を確認する。
- ④ 次に、以上の検討を踏まえて、ブレア政権の特色について論じる。特に「中核的執政」論で、「中核の中核」といわれる行為者の中で首相官邸を取り上げ、ブレア政権がどのような構想の下で官邸機構の再編をしたのかを、「中核的執政」論の観点から検討する。また、「中核的執政」を構成する行政のネットワークから相対的に独立した行為者であるところの「議会」に対するブレア首相の姿勢を検討する。ブレア政権は議会の現代化を模索しているが、ブレア首相の議会への出席はサッチャー首相と比較しても減少しており、議会との関係が事実上希薄化しているといえよう。
- ⑤ 最後に、近年の議会の改革に若干触れながら、「中核的執政」の下においても憲法上の構造としてみとめられる「抑制と均衡」において、議会が果たそうとしている役割について考えてみたい。

法人成りと国民経済計算

— 国民経済計算と税務統計における給与所得の乖離について —

荒 井 晴 仁

- ① 税務統計による給与所得総額と比較して、内閣府の「国民経済計算」による賃金・俸給は少ない。
- ② その原因として、税務統計による給与には、国民経済計算では賃金・俸給に含まれない、企業交際費（国民経済計算では中間消費）や、利益処分による役員給与（国民経済計算では配当と同じ財産所得）が含まれていることが挙げられる。それとともに、国民経済計算の推計の基礎資料とされている「国勢調査」や「労働力調査」では、調査期間の1週間に、仕事をしていなければ就業者とはならず、また、「就業構造基本調査」でも、ふだんの仕事がなければ有業者とはならない。このため、勤務頻度が低い、あるいは、回答者が自らの就業上の地位を明確に意識していない給与所得者が、「就業者」、「雇用者」として把握されず、その給与所得が、国民経済計算の賃金・俸給に適切に反映されていない可能性がある。
- ③ そうした給与所得のうち、所得推計にとって特に重要と考えられるのは、小規模な同族会社の親族使用人（役員・従業員）に対して支

払われている給与（報酬）である。

80年代後半以降、個人事業の「法人成り」が活発化したが、新規に設立された小規模な法人は、外観からは事業所の存在を確認することが困難な場合も多い。事業所・企業についての国の最も基本的な統計調査とされる「事業所・企業統計調査」のカバレッジは、近年、目立って低下している。

こうした事情を反映して、国民経済計算の賃金・俸給の推計は、役員給与（役員報酬）を中心に、大幅に過小である可能性があり、国民経済計算が示す、近年における家計貯蓄率の低下も、こうした統計上の理由によって、誇張されている可能性がある。

- ④ 政府は、現在、その創設に向けて準備を進めている「経済センサス」において、行政記録の活用を図るなど、小規模法人を含む経済社会の実態を正確に把握するよう努めるとともに、国民経済計算においても、より積極的に税務統計を利用するなど、推計方法の改善を図る必要があると考えられる。

英国ノッティンガムにおける中心市街地活性化と地方交通計画

山 崎 治

- ① 第164回国会（平成18年）において、中心市街地活性化を図るための2つの法律が制定された。これは、平成10年（1998年）に制定されたいわゆる「まちづくり三法」が期待した効果をあげず、根本的な見直しを迫られていたことを受けたもので、中心市街地活性化は、重要課題となっている。
- ② 1960年代に大型セルフ・サービス店が登場した英国では、1980年代に入ると、サッチャー政権による規制緩和政策の下で、郊外大型店や郊外ショッピング・センターの出店が急増した。それに伴って深刻化した中心市街地の衰退に対処する方策として、英国が選択したのは、中心市街地に居住と多様な機能を集積させるコンパクトシティの建設であった。これは、シーケンシャル・アプローチ（大規模商業施設の郊外における立地規制）等を用いた施策により成功を収めたとされている。
- ③ 英国で中心市街地活性化に成功した都市の例としては、タウン・センター・マネジメント（TCM）を取り入れたノッティンガム市が挙げられている。ノッティンガム市では、地方交通計画（LTP）も、中心市街地活性化策を後押しする役割を果たしている。2004年開業のノッティンガム・エクスプレス・トランジット（NET）は、高い評価を受けている。
- ④ 1990年代以降、ノッティンガム市において実施されたプロジェクトは、目覚ましい成果をおさめている。小売店の魅力を引上げることに成功したノッティンガム市では、1990年に75万人であった商圈人口が、1997年には200万人にまで増加した。
- ⑤ ノッティンガム市は、2004年10月に「イブニング・エコノミーのための戦略的マネジメント計画」を発表した。この計画は、急成長を遂げているイブニング・エコノミー（中心市街地における夜間の経済活動）の健全な発展を図るためのもので、公共スペースの魅力向上と安全化を戦略目標の柱としている。
- ⑥ 2001年度から本格運用が開始されたLTPは、2005年度までの第1ラウンドを終え、第2ラウンド（2006～2010年度）に入った。ノッティンガム市を含む大ノッティンガムでも、比較的順調に進捗した第1ラウンドを受け継ぐ形で、第2ラウンドLTPが策定された。
- ⑦ 大ノッティンガムの第2ラウンドLTPで特に注目されるのは、生活の質の向上に焦点を当てている点である。公共スペースや街路の活気と魅力、コミュニティの安全性を高め、健康的なコミュニティを作り上げるための施策が打ち出されている。
- ⑧ ノッティンガム市では、中心市街地の活性化に成功した後も、その質を更に高める施策を展開している。LTPを中心とした交通政策も、それに大きく貢献している。統一的なコンセプトの下、ハード面、ソフト面の施策をきめ細かく積み重ねるという活性化の手法は、国民性や背景が異なる我が国においても、参考になる点があるのではないと思われる。

EU 食 品 安 全 政 策 の 展 開 と 動 向

— 中・東欧諸国等への EU 拡大の影響を中心に —

樋 口 修

- ① EU (欧州連合) の食品関係法は、従来、品目毎に個別に形成されており、共通の一般原則や要件を設定する「EU 一般食品法」は存在しなかった。このため、食品に対する規制の手法が品目毎に異なり、かつ規制内容に矛盾や空白 (規制が及ばないループホール) が生じた。1996年の BSE (ウシ海綿状脳症) 危機は、この EU 食品関係法の欠陥を顕在化させ、その反省が、EU 食品安全政策の改革の原動力となった。
- ② BSE 危機の反省を踏まえて行われた1997年の欧州委員会の機構改革の結果、従来他の総局の所管であった動植物検疫、公衆衛生、健康増進、動物飼料、獣医衛生等の任務が、消費者問題を所管する第24総局に移管された。その結果、EU の食品政策は、農業政策の文脈上に置かれた食料安全保障を強調するものから、消費者保護と結びついた食品の安全性を重視するものに変化した。
- ③ 1997年の「食品法緑書」と「消費者の健康と食品安全性に関するコミュニケーション」の2つの文書により、EU 食品安全政策の新たな方向性が提示された。2000年の食品安全白書では、この方向性を踏まえた新しい食品安全政策の原則と具体的な政策措置が提示された。また、2002年に採択された一般食品法規則により、食品関係法に共通する一般原則や要件を設定し、欧州食品安全機関を設置する「EU 一般食品法」が成立した。今日では、この一般原則・要件等を踏まえて、食品関係法令の抜本的改正が進められている。
- ④ 現在の EU 食品安全政策の骨格は、食品安全白書と一般食品法規則から構成されているといえる。その主な内容は、食品・飼料供給の全行程を対象とする「農場から食卓まで」の原則、トレーサビリティの促進、危険性解析 (リスク・アナリシス) や予防原則の導入等である。
- ⑤ 食品衛生の整備水準が立ち遅れていた中東欧諸国の EU 新規加盟は、域内の消費者に高水準の食品・飼料の安全性を保証する EU の食品安全政策に対して、大きな脅威となった。特に (i) 食品関連施設の衛生水準、(ii) 新規加盟国食品安全当局の統制能力、(iii) BSE 問題に関する EU 法令の遵守、の3点への対応が求められている。